

中野市教職員の時間外在校等時間の評価指標について

令和4年2月 中野市教育委員会

1 はじめに

中野市教育委員会では、令和2年3月に「中野市立学校業務改善基本方針」を策定し、達成目標・取組方針を定める中で、改善目標の達成に向け取組を進めているところです。

そうした中、労働法制全体では、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号)により、時間外労働の上限規制が導入されるとともに、事業者に対する労働時間の状況の把握義務が明確化され、原則として平成31年4月から施行されました。

また、公立学校の教育職員に関わっては、同法の趣旨を踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(昭和46年法律第77号)が改正され、令和2年1月、同法第7条第1項の規定に基づく指針(公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずるべき措置に関する指針)が告示されました。

中野市教育委員会では、こうした動きに対応し、教育職員の勤務時間の上限を市例規に根拠付けるとともに、今回一部改正した「中野市学校職員の勤務時間等に関する規程」に同指針を踏まえた上限時間を規定し、服務監督権者の責務を明確化したところです。

2 目標値の設定

市内小中学校の教職員の勤務実態の現状を踏まえ、段階的目標(別記1)を設定し、着実に取組を進めるものとします。

3 目標値の実現に向けて

- (1)学校の重点目標や経営方針に、教職員の働き方に関する視点を取り入れましょう。
- (2)業務改善や教師等の働き方に関する項目を学校評価に位置付けましょう。
- (3)教師の働き方に配慮した教育課程の編成・実施について、児童生徒等の実態や各学校の指導体制を踏まえた適切な年間授業計画の編成を行いましょう。
- (4)児童生徒等の登下校の時間設定について、教職員の勤務時間を考慮した時間設定としまししょう。
- (5)学校における調査・統計への回答等は、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するようにしまししょう。
- (6)学校行事等の準備・運営について、地域人材やPTAの協力を得る等、教職員の負担を軽減しまししょう。
- (7)登下校時の対応は、保護者や地域人材等が中心になって対応するしくみを作りまししょう。
- (8)教職員のワーク・ライフ・バランスを含むタイムマネジメント等の意識改革を加速し、心身ともに健康を維持できる職場(学校)を目指しまししょう。

4 留意事項

(1)時間外在校等時間とは

平日時間外勤務時間と休日時間外勤務時間の合計とし、持ち帰りは含みません。

(2)全教職員を対象とします。(県の非常勤、市費職員も含む)

(3)方針の趣旨に反する行為

在校等時間については形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはなりません。

また、本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければなりません。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとします。

5 その他

時間外在校等時間が月に 80 時間以上の教職員については、必要に応じ、中野市教育委員会と該当校長等を含めた面談等を実施します。

段階的目標 (別記 1)

I 期 (令和 4~5 年度)

段階的目標	【原則】全小中学校で、時間外在校等時間が 1 か月 80 時間以内 100%、 1 か月 45 時間以内 70%
取組例	◆統一的取組 ①午後 8 時までの退勤を徹底 ②一斉退校日の設定、増設 (月 1~2 回) ③統合型校務支援システムの活用 ④NO 会議デー、NO 掃除デーの設定 ⑤部活動の活動基準の厳守、部活動指導員の配置促進 ⑥学校行事の精選、内容・準備の見直し、簡素化 ⑦学校閉庁日の増設 ⑧スクール・サポート・スタッフをはじめとする支援スタッフの効果的な活用。

Ⅱ期（令和 6～7 年度）

段階的目標	<p>【原則】全小中学校で、時間外在校等時間が</p> <p>1 か月 60 時間以内 100%</p> <p>1 か月 45 時間以内 90%</p>
取組例	<p>◆統一的取組</p> <p>①午後 7 時 30 分までの退勤を徹底</p> <p>②一斉退校日の増設（週 1 回）</p> <p>③統合型校務支援システムの活用</p> <p>④NO 会議デー、NO 掃除デーの増設</p> <p>⑤部活動の活動基準の厳守、部活動指導員の単独指導、単独引率</p> <p>⑥学校行事の精選、内容・準備の見直し、簡素化</p> <p>⑦学校閉庁日の増設</p> <p>⑧スクール・サポート・スタッフをはじめとする支援スタッフの効果的な活用。</p>

Ⅲ期（令和 8 年度）

段階的目標	<p>【原則】全小中学校で、時間外在校等時間が</p> <p>1 か月 45 時間以内 100%</p>
取組例	<p>◆統一的取組の更なる徹底</p> <p>①午後 7 時までに退勤</p> <p>②～⑧は、Ⅱ期と同じ</p>